

## 死亡届について

戸籍法の規定により、届出する日が定められておりますので、期日までに届出義務者が届出して下さい。

### ○提出期日

①国内で死亡した場合は、届出義務者が死亡の事実を知った日から「7日以内」

※必ずしも死亡した日からとは限りませんので、既に亡くなっていたことが判明してから7日以内にお届け下さい。

例：身元不明者が死亡し、警察等の調査により後日親族が判明した場合など

②国外で死亡した場合は、届出義務者が死亡の事実を知った日から「3ヶ月以内」

※起算される日は事実を知った日からとなります。なお、最終日が祝祭日の場合は翌開庁日が期日となります。期日を過ぎても届出することが出来ますが、法の規定により料金の制裁を受けることがあります。

### ○届出義務者

①同居の親族

②その他の同居者（住民票の別世帯であっても同居している者）

③家主・地主または家屋管理人・土地管理人

### ○届出資格者

④同居の親族以外の親族、後見人等

### ○届出地

①死亡者の本籍地

②届出人の所在地

③死亡地

④死亡地が不明な場合は死体発見地

⑤船舶を除く交通機関で死亡した場合はその死体を降ろした地

⑥国外で死亡した場合

・本籍地に届書を郵送

・届出義務者が国内にいる場合はその所在地の市区町村

・死亡した国に駐在する日本の大連、公使または領事へ届出

※上記のとおり届出地に限定されるものではありませんが、死亡に伴って行われる「火葬許可」をスムーズに行うために、出来る限り火葬される市区町村にお届けすることをおすすめします。但し、火葬されない市区町村に届出された場合であっても、その旨を申出ていただければ、「仮火葬許可」を発行し、火葬される市区町村で改めて火葬の手続きいただくことも可能です。（死亡届は一ヵ所のみ提出します）

また、最終住民登録地で各種手続き（国民健康保険の喪失及び葬祭費の請求・印鑑登録証明書の廃止など）がありますが、戸籍の処理までに時間を要することがありますので、時間を置いてから親族がお届けいただきますようお願いいたします。

### ○必要なもの

①届出人の印鑑（届書は署名があれば押印は任意ですが、火葬手続きに必要となります）

②死亡診断書または死体検案書

※いざれも得られない場合はご相談下さい。なお、その場合はその日に受理出来ないこともありますことをご了承下さい。

また、認定死亡・刑死・獄死・本籍不明者・航海中の死亡などの場合については、戸籍年金係までご相談下さい。

○注意事項

①死亡診断書または死体検案書は医師以外の方が記入することが出来ません。内容等に誤りがある場合は、医師に訂正をしてもらって下さい。

【死亡届を受理した市区町村でも訂正することは出来ません】

②死亡した者の氏名については戸籍に記載されている文字となります。簡素化した字などは訂正の対象となりますので、ご注意下さい。

③届書中「死亡したところ」は住所となりますので、病院等で死亡した場合でも施設名ではなく病院等の住所を記入することになりますので、ご注意下さい。